

木更津市中心市街地活性化協議会第9回総会 議案

令和3年1月27日書面開催

議 案

第1号 木更津市中心市街地活性化基本計画の変更申請について

令和3年度は、木更津市中心市街地活性化基本計画の計画期間2年目となります。今年度新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により計画掲載事業に一部変更が生じているため、内閣府に変更申請をする予定です。そのため、委員の皆様に変更内容についてご承認をいただきたく存じます。

主な変更部分は以下のとおりです。詳細については、別紙1「木更津市 中心市街地活性化基本計画の変更一覧表」及び別紙2「新旧対照表」をご覧ください。

【主な変更部分】

計画 P88 景観形成重点地区内支援事業

- ・ガイドライン作成を追加
- ・事業実施年度の変更 令和3年度～⇒令和4年度～

計画 P88 パークベイプロジェクト推進事業（鳥居崎海浜公園整備）

- ・事業実施年度の変更 令和2年度⇒令和2年度～令和3年度

計画 P89 パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り歩道再整備）

- ・支援措置及び事業の区分の変更
- ・事業実施年度の変更 ～令和5年度⇒～令和6年度

計画 P89 パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り無電柱化）（木更津駅築港線）

- ・事業実施年度の変更 ～令和5年度⇒～令和6年度

計画 P91 富士見通りアーケード撤去事業

- ・事業実施年度の変更 ～令和4年度⇒～令和6年度

計画 P91 まちなか景観形成推進事業

- ・事業実施年度の変更 ～令和3年度⇒～令和4年度

計画 P92 道路交差点名標示板設置事業

- ・事業実施年度の変更 ～令和3年度⇒～令和5年度

計画 P94 街なか福利施設整備事業

- ・事業実施年度の変更 ～令和4年度⇒～令和6年度

計画 P103 芸術文化に親しむまちづくり振興事業

- ・実施主体の追加

計画 P106 中活コーディネーター設置事業

- ・事業内容の拡充

章	基本計画上の頁番号	支援措置及び事業の区分(変更前)	支援措置及び事業の区分(変更後)	支援措置名	左記と関係する事業	所管	変更内容(簡潔に)	変更理由	事業概要(簡潔に)	新規事業追加・積算事業に係る変更有無	事業と関連する目標指標
4	88	(2)①	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	景観形成重点地区内支援事業	総務省	ガイドライン作成を追加	事業効果の向上を図るための内容の追加	景観形成に資する建築物の建築・改修への補助金交付		歩行者通行量 人口社会増減
4	88	(2)②	(2)②	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	パークベイプロジェクト推進事業(鳥居崎海浜公園整備)	国交省	事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	Park-PFIを用いた公園・集客施設整備		歩行者通行量
4	89	(2)②	(3)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(木更津駅周辺地区))	パークベイプロジェクト推進事業(富士見通り歩道再整備)	国交省	(3)へ移設 事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	歩道再整備		歩行者通行量
4	89	(2)②	(2)②	防災・安全交付金(道路事業)	パークベイプロジェクト推進事業(富士見通り無電柱化)(木更津駅築港線)	国交省	事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	富士見通りの無電柱化		歩行者通行量
4	89	(2)②	(3)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(木更津駅周辺地区))	パークベイプロジェクト推進事業(富士見通り歩道再整備)	国交省	(2)②から移設	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	歩道再整備		歩行者通行量
4	91	(4)	(4)		富士見通りアーケード撤去事業		事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	老朽化した既設アーケードの撤去		歩行者通行量
4	91	(4)	(4)		まちなか景観形成推進事業		事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	景観形成重点地区の指定		歩行者通行量 人口社会増減
4	92	(4)	(4)		道路交差点名標示板設置事業		事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	道路交差点名標示板の設置		歩行者通行量
5	94	(2)①	(2)①	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(仮称「東中央一丁目地区」))	街なか福利施設整備事業	国交省	事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	都市機能を集約した複合施設の整備		人口社会増減
7	103	(2)①	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	芸術文化に親しむまちづくり振興事業	総務省	実施主体の追加	市とともに中心市街地整備推進機構も実施主体に加え、事業強化を図るため	アートコーナー設置、ワークショップ・芸術祭開催		歩行者通行量 人口社会増減
7	106	(2)①	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	中活コーディネーター設置事業	総務省	事業内容の拡充	コーディネーターの業務範囲を拡充し、事業強化を図るため	中活コーディネーターの設置		人口社会増減 新規出店数

●その他の事項

頁	章	変更内容(簡潔に)
120,121	9	委員・幹事の修正(組織変更に伴うもの)
122	9	開催状況を追加
130	9	開催状況を追加

【支援措置及び事業の区分】

- (1)法に定める特別の措置に関連する事業
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
- (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
- (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連
- (4)国の支援がないその他の事業する事業

木更津市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ~ 3. 略					1. ~ 3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] ~ [2] (1) 略					[1] ~ [2] (1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他 の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 景観形成重点地区内支援事業 [内容] 景観形成重点地区において、景観形成に資する建築物の建築、改修等を実施する者に対する補助 [実施時期] <u>令和4年度～</u>	木更津市	景観形成重点地区において、周囲の景観に調和させ、良好な景観形成に係るガイドラインを作成し、これに寄与する建築物の建築、改修等を実施する者に対して補助金を交付し、美しく快適な都市づくりを推進する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>令和4年4月～</u> 令和7年3月	区域内	[事業名] 景観形成重点地区内支援事業 [内容] 景観形成重点地区において、景観形成に資する建築物の建築、改修等を実施する者に対する補助 [実施時期] <u>令和3年度～</u>	木更津市	景観形成重点地区において、周囲の景観に調和させ、良好な景観形成に寄与する建築物の建築、改修等を実施する者に対して補助金を交付し、美しく快適な都市づくりを推進する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] <u>令和3年4月～</u> 令和7年3月	区域内
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
[事業名] パークベイプロジェクト推進事業（鳥居崎海浜公園整備） [内容] Park-PFI を用いた公園施設・集客施設整備 (面積：約 2.2ha) [実施時期] <u>令和2年度～令和3年度</u>	木更津市 民間事業者	鳥居崎海浜公園において Park-PFI による民間ノウハウを活用した整備や維持・管理運営を図ることで、新たな拠点を創出し、木更津港内港地区の魅力の向上と誘客を図る。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） [実施時期] <u>令和2年度～令和3年度</u>		[事業名] パークベイプロジェクト推進事業（鳥居崎海浜公園整備） [内容] Park-PFI を用いた公園施設・集客施設整備 (面積：約 2.2ha) [実施時期] <u>令和2年度</u>	木更津市 民間事業者	鳥居崎海浜公園において Park-PFI による民間ノウハウを活用した整備や維持・管理運営を図ることで、新たな拠点を創出し、木更津港内港地区の魅力の向上と誘客を図る。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） [実施時期] <u>令和2年度</u>	
<u>(3) 移設</u>					[事業名] パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り歩道再整備）	木更津市	駅と港を結ぶ本市のシンボルロードである富士見通りをユニバーサルデザインや景観に配慮した歩道再整備を実施し、来訪	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計	

						[内容] 歩道の再整備 [実施時期] 令和元年度～ <u>令和5年度</u>		者が楽しむことができる快適な歩行空間を形成する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	画事業（木更津駅周辺地区） [実施時期] 令和2年度～ <u>令和5年度</u>
[事業名] パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り無電柱化） (木更津駅築港線) [内容] 富士見通りの無電柱化 (延長：1.23 km (道路延長 0.66 km)) [実施時期] 令和元年度～ <u>令和6年度</u>	木更津市	富士見通り歩道再整備に合わせ、景観への配慮と防災面を強化するため、富士見通りを無電柱化し、来訪者にとって安心・安全で快適な歩行空間を形成する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業） [実施時期] 令和2年度～ <u>令和6年度</u>		[事業名] パークベイプロジェクト推進事業（富士見通り無電柱化） (木更津駅築港線) [内容] 富士見通りの無電柱化 (延長：1.23 km (道路延長 0.66 km)) [実施時期] 令和元年度～ <u>令和5年度</u>	木更津市	富士見通り歩道再整備に合わせ、景観への配慮と防災面を強化するため、富士見通りを無電柱化し、来訪者にとって安心・安全で快適な歩行空間を形成する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業） [実施時期] 令和2年度～ <u>令和5年度</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
[事業名] パークベイプロジェクト推進事業(富士見通り歩道再整備) [内容] 歩道の再整備 [実施時期] 令和元年度～ <u>令和6年度</u>	木更津市	駅と港を結ぶ本市のシンボルロードである富士見通りをユニバーサルデザインや景観に配慮した歩道再整備を実施し、来訪者が楽しむことができる快適な歩行空間を形成する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（木更津駅周辺地区）） [実施時期] 令和2年度～ <u>令和6年度</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<u>(2) ②より移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 富士見通りアーケード撤去事業	木更津市富士見通り商店街振興組合	富士見通りに設置されているアーケードが、老朽化により強風時等に危険な状況となっているため、歩道再整備・無電柱化と並行		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 富士見通りアーケード撤去事業	木更津市富士見通り商店街振興組合	富士見通りに設置されているアーケードが、老朽化により強風時等に危険な状況となっているため、歩道再整備・無電柱化と並行		

[内容] 老朽化した既設アーケードの撤去	木更津市	して撤去し、沿道の魅力の向上を図ることで、来訪者が楽しむことができる快適な歩行空間を形成する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。			[内容] 老朽化した既設アーケードの撤去	木更津市	して撤去し、沿道の魅力の向上を図ることで、来訪者が楽しむことができる快適な歩行空間を形成する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
[実施時期] 令和2年度～ 令和6年度					[実施時期] 令和2年度～ 令和4年度				
[事業名] まちなか景観形成推進事業	木更津市	区域内において景観形成を図る重要な地区である駅西口地区を景観形成重点地区として指定し、地区的魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進を目指す。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。			[事業名] まちなか景観形成推進事業	木更津市	区域内において景観形成を図る重要な地区である駅西口地区を景観形成重点地区として指定し、地区的魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進を目指す。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。		
[内容] 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区的指定					[内容] 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区的指定				
[実施時期] 令和元年度～ 令和4年度					[実施時期] 令和元年度～ 令和3年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 道路交差点名標示板設置事業	木更津市	観光地等の周辺にある交差点の信号機に、道路交差点名標示板を1交差点につき4枚設置し、観光客等の来訪者の適切な誘導や、道路交通の円滑化等を図ることで区域内に訪れやすい環境を確保する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。			[事業名] 道路交差点名標示板設置事業	木更津市	観光地等の周辺にある交差点の信号機に、道路交差点名標示板を1交差点につき4枚設置し、観光客等の来訪者の適切な誘導や、道路交通の円滑化等を図ることで区域内に訪れやすい環境を確保する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
[内容] 道路交差点名標示板の設置					[内容] 道路交差点名標示板の設置				
[実施時期] 令和元年度～ 令和5年度					[実施時期] 令和元年度～ 令和3年度				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
[事業名] 街なか福利施設整備事業 [内容] 商業施設、公益施設（社会福祉施設、医療施設等）及び駐車場等の都市機能を集約した複合施設を整備し、住民の暮らしやすさの向上を図る。 本事業は、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	民間事業者	駅東口に商業施設、公益施設（社会福祉施設、医療施設等）及び駐車場等の都市機能を集約した複合施設を整備し、住民の暮らしやすさの向上を図る。 本事業は、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（仮称「東中央一丁目地区」） [実施時期]	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
[事業名] 街なか福利施設整備事業 [内容] 商業施設、公益施設（社会福祉施設、医療施設等）及び駐車場等の都市機能を集約した複合施設を整備し、住民の暮らしやすさの向上を図る。 本事業は、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	民間事業者	駅東口に商業施設、公益施設（社会福祉施設、医療施設等）及び駐車場等の都市機能を集約した複合施設を整備し、住民の暮らしやすさの向上を図る。 本事業は、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（仮称「東中央一丁目地区」） [実施時期]	

[実施時期] 令和3年度～ <u>令和6年度</u>			<u>令和4年度～ 令和6年度</u>		[実施時期] 令和3年度～ <u>令和4年度</u>			<u>令和3年度～ 令和4年度</u>	
(2) ②～(4) 略					(2) ②～(4) 略				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1]～[2] 略					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 [1]～[2] 略				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1]～[2] (1) 略					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1]～[2] (1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 芸術文化に親しむまちづくり振興事業 [内容] ミニアートコーナーの設置やワークショップの実施、芸術祭の開催 [実施時期] 令和2年度～	木更津市 <u>(一社)まちづくり木更津</u>	ミニアートコーナー、駅ピアの設置やワークショップを実施するとともに、令和4年の市制施行80周年には芸術祭を開催する。 少しずつアートの種をまくことで市民の文化レベルの向上と子どもの居場所づくりを図るとともに、アートと触れ合う機会を創出して、文化の醸成を図る。本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和2年4月～令和7年3月	区域内外	[事業名] 芸術文化に親しむまちづくり振興事業 [内容] ミニアートコーナーの設置やワークショップの実施、芸術祭の開催 [実施時期] 令和2年度～	木更津市	ミニアートコーナーの設置やワークショップを実施するとともに、令和4年の市制施行80周年には芸術祭を開催する。 少しずつアートの種をまくことで市民の文化レベルの向上と子どもの居場所づくりを図るとともに、アートと触れ合う機会を創出して、文化の醸成を図る。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上」、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和2年4月～令和7年3月	区域内外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 中活コーディネーター設置事業 [内容] 中心市街地整備推進機構が行う中活コーディネーター設置に関する取組を支援する [実施時期] 令和2年度～	木更津市 <u>(一社)まちづくり木更津</u>	中心市街地整備推進機構「(一社)まちづくり木更津」が行う、中活コーディネーターを設置し、中心市街地に存する遊休不動産の利活用や、市民交流スペースの設置に向けた提言、エリアマネジメントに関する勉強会の開催を促す等、賑わいを創出する取組を支援する。 住民主体のまちづくりを推進することで、中心市街地における新規出店・起業を促進する。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和2年4月～令和7年3月	区域内外	[事業名] 中活コーディネーター設置事業 [内容] 中心市街地整備推進機構が行う中活コーディネーター設置に関する取組を支援する [実施時期] 令和2年度～	木更津市 <u>(一社)まちづくり木更津</u>	中心市街地整備推進機構「(一社)まちづくり木更津」が行う、中活コーディネーターを設置し、中心市街地に存する遊休不動産の利活用を促す等、賑わいを創出する取組を支援する。 住民主体のまちづくりを推進することで、中心市街地における新規出店・起業を促進する。 本事業は、目標③「新規出店・起業の促進と市場再整備による	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和2年4月～令和7年3月	区域内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		本事業は、 <u>目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」</u> 、 目標③「新規出店・起業の促進と市場再整備による商業活性化」の達成に必要な事業である。						商業活性化」の達成に必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
[1] 市町村の推進体制の整備等
(1) 庁内の推進体制

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議設置規約
条文略

附 則

この規約は、平成30年5月21日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項）

会長	副 市 長
副会長	都市整備部長
委員	<u>市長公室長</u>
	総務部長
	企画部長
	財務部長
	市民部長
	健康こども部長
	福祉部長
	環境部長
	経済部長
	教育部長

別表2（第5条第2項）

幹事会名	立地適正化 幹事会
幹事長	都市整備部長
副幹事長	都市整備部次長（都市）
幹事	<u>市長公室</u> <u>経営改革課長</u>
	総務部 <u>危機管理課長</u>
企画部	地域政策課長

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
[1] 略
(1) 庁内の推進体制

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議設置規約
条文略

附 則

この規約は、平成30年5月21日から施行する。

別表1（第3条第1項）

会長	副 市 長
副会長	都市整備部長
委員	<u>新規追加</u>
	総務部長
	企画部長
	財務部長
	市民部長
	健康こども部長
	福祉部長
	環境部長
	経済部長
	教育部長

別表2（第5条第2項）

幹事会名	立地適正化 幹事会
幹事長	都市整備部長
副幹事長	都市整備部次長（都市）
幹事	<u>新規追加</u>
	総務部 <u>行政改革推進室長</u>
企画部	地域政策課長

	財務部	財政課長
		子育て支援課長
	健康こども部	こども保育課長
		健康推進課長
	福祉部	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
		介護保険課長
	経済部	産業振興課長
	都市整備部	都市政策課長
		市街地整備課長
		住宅課長
		下水道推進室長
		管理用地課長
		土木課長
	教育部	教育総務課長
		生涯学習課長
庶務	都市整備部	都市政策課

別表3（第5条第2項）

幹事会名	中心市街地活性化 幹事会	
幹 事 長	企 画 部 長	
副幹事長	企 画 部 次 長	
幹 事	<u>市長公室</u>	<u>経営改革課長</u>
	総 務 部	管財課長
		<u>削除</u>
	企 画 部	企画課長
		<u>地方創生推進課長</u>
	財 務 部	財政課長
	市 民 部	市民活動支援課長
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
		<u>スポーツ振興課長</u>
福 祉 部	障がい福祉課長	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
	環境部	環境管理課長
		まち美化推進課長
経 済 部	産業振興課長	産業振興課長
		観光振興課長
	都市整備部	<u>地方卸売市場長</u>
		都市政策課長
		市街地整備課長
		住宅課長
		管理用地課長
		土木課長

	財務部	財政課長
健康こども部		子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
福祉部		障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
		介護保険課長
経済部		産業振興課長
都市整備部		都市政策課長
		市街地整備課長
		住宅課長
		下水道推進課長
		管理用地課長
		土木課長
教育部		教育総務課長
		生涯学習課長
庶務	都市整備部	都市政策課

別表3（第5条第2項）

幹事会名	中心市街地活性化 幹事会	
幹 事 長	企 画 部 長	
副幹事長	企 画 部 次 長	
幹 事	新規追加	
	管財課長	
	行政改革推進室長	
	企 画 部	企画課長
		新規追加
	財 務 部	財政課長
	市 民 部	市民活動支援課長
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
		新規追加
福 祉 部	障がい福祉課長	
	高齢者福祉課長	
環 境 部	環境管理課長	
	まち美化推進課長	
経 済 部	産業振興課長	
	観光振興課長	
	新規追加	
都市整備部	都市政策課長	
	市街地整備課長	
	住宅課長	
	管理用地課長	
	土木課長	

	教 育 部	生涯学習課長 文化課長	
庶 务	企 画 部	地域政策課	

	教 育 部	生涯学習課長 新規追加	
庶 务	企 画 部	地域政策課	

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議の開催状況

会議名	開催日	議題
略	略	略
第4回 連絡調整会議	令和元年11月7日	・幹事会の検討状況 ・中心市街地活性化基本計画（案） ・基本計画認定申請に向けた内閣府現地視察
第6回 連絡調整会議	令和2年4月9日	・中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定について ・中心市街地活性化基本計画事業の推進について
第5回 幹事会	令和2年7月30日	・木更津市中心市街地活性化基本計画について ・総務省支援措置（中活ソフト事業）を活用する事業について ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて

※中心市街地活性化に関連する内容を議題とした会議のみ掲載。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

木更津市中心市街地活性化協議会の開催状況

会議名	開催日	議題
略	略	略
第7回総会	令和元年11月26日	・木更津市中心市街地活性化基本計画（骨子案）について ・意見書（案）について
第8回総会	令和2年7月8日	・役員の改選について ・令和元年度事業報告及び収支決算報告について ・令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

[3] 略

1 0 . 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

略

1 1 . その他中心市街地の活性化のために必要な事項

略

1 2 . 認定基準に適合していることの説明

略

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議の開催状況

会議名	開催日	議題
略	略	略
第4回 連絡調整会議	令和元年11月7日	・幹事会の検討状況 ・中心市街地活性化基本計画（案） ・基本計画認定申請に向けた内閣府現地視察
新規追加		
新規追加		

※中心市街地活性化に関連する内容を議題とした会議のみ掲載。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

木更津市中心市街地活性化

会議名	開催日	議題
略	略	略
第7回総会	令和元年11月26日	・木更津市中心市街地活性化基本計画（骨子案）について ・意見書（案）について
新規追加		

[3] 略

1 0 . 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

略

1 1 . その他中心市街地の活性化のために必要な事項

略

1 2 . 認定基準に適合していることの説明

略